

議 請 第 3 号	令和3年8月24日 受 付
件 名	入間川小学校特別通学許可区域の廃止に関する経過措置の設置について
紹 介 議 員	新 良 守 克 加賀谷 勉
付 託 委 員 会	文教厚生委員会

【請願の趣旨】

要旨

教育委員会より令和3年度末に廃止と通知された入間川小学校特別通学許可区域について、現在未就学児で希望する者（以下「対象世帯」という）は入間川東小学校への通学を選択可能とする経過措置を設けていただくこと。

理由

- ・入間川東小まで数分であった通学時間が約1時間と大幅に増加すること。
- ・令和3年6月に千葉県八街市の通学路で発生した死亡事故を受け、通学路に車道と歩道が完全に分離していない危険な道が相当数含まれること。
- ・子供が家を出る時間が大幅に早まること、また通学の付き添いや学童の送迎など、日常的にかかる時間が大幅に増加し、フルタイム勤務が困難になるなど親の就労時間に多大な影響を及ぼすこと。
- ・対象世帯は共働き世帯が多く、住居を定めるにあたっては電車通勤等による利便性を考慮し、あえて地価の高い狭山市駅前地区を選択していること。
- ・対象世帯は入間川東小及び中央中が通学可能であることをあらかじめ学務課に確認し、特別通学許可地区制度を前提として住居を定めていること。

上記のとおりお願いいたします。